

関西広域連合 第5期広域計画(最終案)について

1 広域計画の位置づけ

- 関西広域連合では、規約で組織や処理する事務などを定め、その事務にかかる具体的な内容を、広域計画で定めている。
- 関西広域連合の現行広域計画は、令和4年度までの3か年の期間となっており、令和4年度末を目途に第5期広域計画の策定を進める。

2 策定の趣旨

「2025年大阪・関西万博」や「ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPAN」の開催とともに、ポストコロナ社会を見据えた新しいライフスタイルやデジタル化への対応等、世界の潮流に乗りながら、新しい経済の原動力となるよう、従来の産業に加え、歴史・文化・自然などの関西の持つ高いポテンシャルを活かした新しいビジネスモデルや産業の創出など、社会情勢の変化に柔軟かつ大胆に対応していく必要がある。さらに、東京一極集中、SDGs、「関西脱炭素社会実現宣言」に基づく取組や大規模広域災害などの様々な課題にも対応するため第5期広域計画を策定する。

3 第5期広域計画(中間案)からの主な変更点

(1) 広域連合委員会(令和4年10月15日開催)での意見に基づく記述の追加

第4 第5期広域計画の取組方針

2 広域事務 (2)各分野の取組 ④広域医療 <重点方針>

「新型コロナウイルス感染症等への対応」に関する記述(計画案本文28ページ)

新型コロナウイルス感染症はもとより、新たな感染症の発生・拡大に備えた広域医療連携の更なる充実・深化を図る。

(2) パブリックコメントおよび広域計画等推進委員会での意見への対応

資料2のとおり

4 スケジュール

令和5年	1月13日	広域連合議会 総務常任委員会へ最終案報告
	1月26日	広域連合委員会で最終案策定
	2月8日	滋賀県議会 総務・企画・公室常任委員会に最終案報告
	3月4日	広域連合議会へ上程

<参考>

規 約（法定）

- 広域連合の名称、組織する地方公共団体、区域、処理する事務、議会や執行体制等の組織、経費の支弁方法等を定める。
- 規約の変更は、関係地方公共団体の協議により定め、構成団体議会の議決を経て、総務大臣の許可を受ける（地方自治法 291 条の 3 ①等）

広域計画（法定）

- 広域にわたる総合的な計画として、実施事務の具体的内容を記載。関西広域連合の広域計画では、「広域連合が目指すべき関西の将来像」や「取組方針」等を記載している。
- 広域計画の作成・変更は、連合議会の議決を経て、総務大臣へ提出する（地方自治法 291 条の 7 ①等）

分野別広域計画（任意）

- 規約に規定する 7 分野のうち、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全の 5 分野について、目指すべき姿や具体的取組について記載。
- 任意の計画ではあるが、「関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」による議決案件としている。